11月分 No.2

件 名	来庁者駐車場の利用について
受付日	令和元年 11 月 5 日
ご意見・ご提案の 概要	県庁の立体駐車場1階にある来庁者駐車場に、職員が駐車しているため、来庁者が利用できない。至急対策してほしい。
県の考え方	ご指摘を踏まえ、来庁者駐車場に駐車していた職員の車 両を確認のうえ、指導を行いました。 また、庁内の全職員に対して改めて周知徹底しました。
担当課	総務部で制課